



接続約款変更認可申請書

東相制第 13-0087 号
平成 25 年 12 月 2 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 (略)	
1-1 網改造料の対象となる機能	
区分	備考
(1)～(65) (略)	(略)
(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線(電話重量しないものに限ります。)との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(DSL等接続専用サービスに係るものとします。)のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能
(67) (略)	(略)

新	
料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料 1 適用 (略)	
1-1 網改造料の対象となる機能	
区分	備考
(1)～(65) (略)	(略)
(66) リンク未確立状態を考慮しない回線接続等工事費を適用する機能	音声帯域回線又はDSL回線との接続の申込みを行った協定事業者を判別し、契約者に対して、専用サービス契約約款に規定する回線接続等工事費(DSL等接続専用サービスに係るものとします。)のうち、リンク未確立状態を考慮しないものを適用する機能
(67) (略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。